

松山市では、雨水タンクを購入すると助成金を受け取ることができます

たのしく楽らくらく
エコ
生活に!

あめ かつ
雨水 活用

庭木や花の
水やりに

災害時の
非常用水に

洗車や清掃の
水として

雨水を
有効利用
しよう!

雨水が
たまるよ!

水資源の有効利用

日頃から雨水をタンクにためて利用すれば、水源への負担を減らすことができます。雨水タンクは家庭の小さなダムと言えるのです。

災害時等の水源確保

湯水だけでなく、災害時には水の確保が重要です。日頃から雨水をためておけば、いざというときに役立ちます。

●問い合わせ先・ホームページ●

松山市 水資源対策課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 (本館5階)

TEL 089-948-6223 FAX 089-934-1886

松山市 雨水利用

検索

(あて先)松山市長

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

(法人は名称, 代表者名)

電 話

小規模雨水貯留施設助成対象事業指定申請書

次のとおり小規模雨水貯留施設を設置しますので, 助成対象事業として指定されるよう, 松山市雨水利用促進助成金交付要綱第6条の規定により, 関係書類を添えて申請します。

設置場所の所在地		松山市		
該当するものに○	建築物の内容	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 共有 ※申請者が所有するものに限りませ		
	設置する建築物の用途	<input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 事業所(店舗, 事務所等) <input type="checkbox"/> 車庫, 倉庫(注) <input type="checkbox"/> その他() ※賃貸用のものは対象外です		
設置工事完了予定日		年 月 日		
雨水タンクの品名及び容量				
基数		基	合計容量	リットル
必要経費(消費税及び地方消費税を含む。不明の場合は空欄)				
雨水タンクの本体予定価格		円	雨水利用設備の購入及び設置に要する費用の予定価格	円
添付書類 (1は, 必ず必要です。2は, 該当する場合に必要です。)		1. 雨水タンクの品名, 貯留容量, 材質その他の仕様を明示した書類(カタログ等) 2. 設置する建築物の用途が車庫, 倉庫又はその他の場合は, 敷地内の建物の配置及び設置する位置がわかる図面		

(注) カーポートや組立て式物置などの簡易な構造物は助成対象外です。

松山市雨水利用促進助成制度のご案内

雨水を貯めて庭の散水や洗車、清掃、災害時の非常用水に活用しましょう！

設置工事前には必ず、事業指定申請（事前申請）をする必要があります。指定を受ける前に設置されると助成の対象とはなりません。

はじめに

助成対象となる費用

自ら利用するための「雨水貯留施設（雨水タンク）」を自ら所有する市内の建築物（屋根と雨どいがあるもの）に設置する方（法人も可）が対象です。

- 借家、カーポートや組立式物置などの車庫及び倉庫は対象外です。
- 中古品の雨水タンクは対象外です。
- 農業用の貯水タンク（黄色やオレンジ色のもの）などは、日光を遮断できないため対象外になります。

*条件を満たす製品であるかどうかは事前にお問い合わせください。

助成対象

- ▶雨水タンクの本体購入代金（メーカーが架台等をセットで販売している場合はセット価格が本体価格）
- ▶雨水利用設備（配管やポンプ、架台、転倒防止チェーンなど）の購入代金
- ▶設置工事代金（送料等も含む）
 - 助成対象費用に係る消費税及び地方消費税も対象となります。

助成金の計算方法

雨水タンクの容量に応じて下記のとおり計算します。
※助成金額に千円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。

①本体購入価格と②設置等に要する費用の合計額の3分の2で、下表の③助成限度額を上限とする。

$$\text{助成金額} = \left(\text{① 本体購入価格} + \text{② 設置等に要する費用} \right) \times \frac{2}{3} \leq \text{③ 助成限度額}$$

雨水タンクの容量 ③助成限度額

100～200ℓ未満	3万円
200～400ℓ未満	6万円
400～600ℓ未満	9万円
600～800ℓ未満	12万円
800～1,000ℓ未満	15万円

<詳細説明>

①本体購入価格は、本体限度額（製品ごとに市が定める額）以内とし、②設置等に要する費用は本体購入価格の10%以内とする。

松山市水資源対策課（市役所本館5階）

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

TEL:089-948-6223 FAX:089-934-1886

松山市 雨水利用

申請から助成金交付までの流れ

申請者

事前申請

申請書に必要事項を記入し、市役所・支所へ提出してください。

1

松山市

事業指定の決定通知

申請書が受理されると、市役所から決定通知が届きます。

2

申請者

タンクの購入・設置

必ず決定通知後に購入・設置をしてください。

3

申請者

交付申請書の提出

購入・設置後6ヶ月以内に交付申請書を市役所・支所へ提出してください。

4

松山市

現地確認

市の担当者が自宅に伺い、設置後の確認をします。

5

松山市

交付申請の決定通知

申請書が受理されると、市役所から決定通知が届きます。

6

申請者

請求書の提出

交付決定通知に同封の請求書に必要事項を記入して、市役所・支所へ提出してください。

7

助成金の入金

請求書を提出した後、約3週間程度で指定の口座にお支払いいたします。

記入例

第1号様式(第6条関係)

(あて先)松山市長

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住所 松山市〇〇町〇丁目〇〇番〇号
フリガナ アマミズ リョウ
氏名 雨水 利用
(法人は名称、代表者名)
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

印

スタンプ印は不可。
朱肉で押印。

小規模雨水貯留施設助成対象事業指定申請書

次のとおり小規模雨水貯留施設を設置しますので、助成対象事業として指定されるよう、松山市雨水利用促進助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

設置場所の所在地	松山市 〇〇町〇丁目〇-〇〇		
該当するもの に○	建築物の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 共有 ※申請者が所有するものに限り	
	設置する建築物の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 事業所(店舗、事務所等) <input type="checkbox"/> 車庫、倉庫(注) <input type="checkbox"/> その他() ※賃貸用のものは対象外です	
設置工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日		
雨水タンクの品名及び容量	(例) ① 〇〇タンク 100リットル ② 雨水〇〇 250リットル		
基数	①×2+②×1=3基	合計容量	450 リットル
必要経費(消費税及び地方消費税を含む。不明の場合は空欄)			
雨水タンクの本体予定価格	¥〇〇,〇〇〇 円	雨水利用設備の購入及び設置に要する費用の予定価格	¥〇,〇〇〇 円
添付書類	1. 雨水タンクの品名、貯留容量、材質その他の仕様を明示した書類(カタログ等) 2. 設置する建築物の用途が車庫、倉庫又はその他の場合は、敷地内の建物の配置及び設置する位置がわかる図面 (1は、必ず必要です。2は、該当する場合に必要です。)		

提出日から10日以上はあけてください。

(注) カーポートや組立て式物置などの簡易な構造物は助成対象外です。

ブロックなどの材料費や設置工事費など、タンク本体を除く費用の予定価格を記入。

雨水利用助成制度のQ&A

助成金を受け取るためには必ず購入前に申請する必要があります。

Q 対象になる人は?



A 自ら利用するための雨水貯留施設（雨水タンク）を、自らが所有する市内の建築物に設置する方（法人も可）です。ただし、自ら居住しているか、業務（営業活動等）で使用している建築物に設置するものに限られます。（同一の建築物につき1年度に1回限り）※簡易な構造物への設置には助成できません。（プレハブやカーポートなど）※ただし、1,000㎡以上の建築物を新築・増築する場合は、条例により対象外となることがあります。

Q 対象になるタンクの条件は?



A 市が指定している製品はありませんが、下記の3つを満たしていることが条件です。

- ① 水漏れしない
- ② 雨水を汚染することなく、日光が遮断できる材質・構造である。
- ③ 雨水の蒸発やホコリの侵入を防ぎ、内部の清掃が可能である。

※農業用の貯水タンク（黄色やオレンジ色のもの）などは、対象外です。
 ※100リットル以上1,000リットル未満のタンクの場合、雨水タンクとして販売されているものに限ります。（中古品は不可）
 ※不要になった浄化槽を雨水貯留施設に改造する場合も助成対象になる場合があります。（詳しくはお問い合わせください。）

Q どこへ頼めばいいの?

A

お近くのホームセンターやお知り合いの水道事業者等、または、オンラインショップで購入することができます。

Q 助成金の金額は?



A 容量100リットル以上1,000リットル未満のタンクを設置する場合（100リットル未満は対象外です。）

$$\text{助成額} = \left(\text{① 本体購入価格} + \text{② 設置などに要する費用} \right) \times \frac{2}{3} \leq \text{③ 助成限度額}$$

- ①は、本体限度額以内（製品ごとに市の定める額）
※ホームページをご覧ください。
- ②は、雨水利用設備（配管・ポンプや架台、転倒防止チェーンなど）の購入代金と設置工事費の合計額で、①の10%以内
- ③は、右表のとおり
※助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、切捨てとなります。

容量	③助成限度額
100ℓ以上200ℓ未満	3万円
200ℓ以上400ℓ未満	6万円
400ℓ以上600ℓ未満	9万円
600ℓ以上800ℓ未満	12万円
800ℓ以上1,000ℓ未満	15万円

〔計算例〕200リットルタンク（本体限度額9万円の製品）1つを設置する場合



$(80,000円 + ②8,000円) \times \frac{2}{3} = 58,000円$ （千円未満の端数は切り捨て）
 200リットルのタンクを設置した場合の「③助成限度額」は60,000円なので、
58,000円が助成額となります。（自己負担額は32,000）

●1,000リットル以上のタンクを設置する場合は、助成内容が異なります。
 ●助成金を受けるには設置工事前に事前申請が必要です。手続き等の詳細は、ホームページをご覧ください、または事前にお問い合わせください。